

(別添1)

事業評価の結果（共通項目）

第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による
事業所名（施設名）長野市青木島保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	<ol style="list-style-type: none"> 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理念、及び具体的な基本方針が「保育園のしおり」「運営規定」に記述されている、内容は長野市公立保育園、認定子ども園共通である。 ・職員には期初の園内研修で説明している。 ・保護者には入園・継続説明会で説明している。また、例年4月の保護者総会が、コロナウイルス感染症対策のため総会が開催されなかったため、「保育園からのお知らせとお願い」等で提示している。 ・アンケート結果から、保護者等について理念、基本方針の周知が図られていると判断できる。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	<p>8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>・社会福祉事業全体の動向を長野市が分析を行い、「長野市子ども・子育て支援事業計画」で結果を明確にしている。 また、計画は5年毎に見直しが行われ、地域のニーズや現状に合わせた対応に努めている。</p>
			経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a)	<p>12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	<p>・青木島保育園は長野市立であり、長野市子ども未来部 保育・幼稚園課の組織の一部として運営されている。 ・園独自の課題を、年度末に全職員で抽出・分析し「現状の洗い出し」及び「工事・修繕要望」として取りまとめ、担当課に提出している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	・中長期計画は、「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」「子ども・子育て支援事業計画」として、明確なビジョンにもとづく数値目標や成果等が策定されている。
					17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
					18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
					19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
					20	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
		21	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。				
		22	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。				
		23	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。				
		24	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	・年度末に、全職員による園の課題分析「現状の洗い出し」の作成を通じて、意見の集約・反映を行っている。 ・「業績評価」で、評価の時期を明確にしている。			
		25	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。				
26	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。						
27	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。						
28	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。						
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	3	(2)	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	<p>29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	入園説明会、保護者総会等で例年説明しているが、今年度はコロナウイルス感染症対策のため、十分な説明の機会が得られていない。そのため今年度は「園だより」や写真の掲示を増やして保護者に理解してもらえるようにしている。
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	<p>33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。</p> <p>35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。</p> <p>36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	・今年度より、福祉サービス第三者評価制度の評価基準を自己評価の基準として用い、従来より広い視点で、半年ごとの評価を「第三者評価基準による自己評価」を用いて実施している。
					<p>37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	半年ごとの自己評価を通じて抽出された課題について、職員会で話し合い、改善策を決定している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント			
組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度職員会や必要時に職員に方針を伝えて、業績評価で目標を明確にし、職員に周知している。 ・事務分掌、職務分担表についても同様に周知している。 ・有事の際の対応は「危機管理マニュアル」、各災害の「災害フロー」で明確化されている 		
			遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a)	46		施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市主催の研修や会議で法令について学び、それらを反映した「保育の手引き」「マナーブック」等を遵守している。 ・「長野市環境方針」の掲示、「環境保全率先実施計画」の推進などを通じて。環境に配慮した行動に努めている。
						47		施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
						48		施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
						49		施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三者評価基準による自己評価」「保護者アンケート」等で得られた、保育の質に関する情報を入手し、分析を行っている。また、課題に対する取り組みを「職員会ノート」に明確にしている。 ・園長は職場研修推進員として、保育の質を向上させるための計画を「園内研修計画」として立案し、担当者を選任し、計画を推進している。 		
			51		施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。				
			52		施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。				
			53		施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。				
			54		施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(2)	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<p>55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の経験・スキル・意向、園児の年齢構成などを考慮した職員配置により、効率的で質の高い保育の実践に努めている。 ・消耗品や水道光熱費の無駄のない使用の重要性を職員会等で職員に周知している。
2	福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<p>59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人員体制については長野市の配置基準により体制が決められている。保育・幼稚園課では、適切な人数の人材確保に努めている
			総合的な人事管理が行われている。	a)	<p>63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	<p>「保育の手引き」で期待する職員像を明確にしている。人事基準については長野市の基準があり、周知されている。正規職員の能力評価、業績評価、会計年度任用職員の人事評価を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育・幼稚園課の担当係長が労務の巡回指導を行い、現場での処遇状態の確認をしている。また、園長は最低年1回は全職員と面談を行い、意向を聞いている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a)	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園長は、有給休暇の取得状況を「週報月報」で、時間外労働の状況を「時間外勤務命令書兼勤務実績確認表」で確認し、職員の就業状況を把握している。 ・市の福利厚生に準じた内容の福利厚生を職員に提供している。 ・朝夕の時間帯等を補助するパート職員、代替職員の採用により、年次休暇、療養休暇等を取りやすい体制を構築している。
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<p>77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育の手引き」で期待する職員像を明確にし、面談時に確認している。 ・正規職員は業績評価を行い、目標管理の進捗を個々に面談することで確認をしている。会計年度任用職員は、園長の目標を指針として、目標を設定している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(3)	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	<p>82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育理念、基本方針で、期待する職員像を明示している。 ・長野市の研修体系に基づき、採用時から様々な研修会が実施されている。 ・研修内容は年度末に各部会（主任会、園長会、補佐会）でそれぞれ見直しを実施し、次年度の計画に反映させている。
			職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	<p>87 個別の職員の知識・技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の知識・技術水準等に基づく、階層別の教育を「研修年間計画」に基づき、長野市が提供している。 ・子育て塾、県大会等の外部の研修参加結果は、回覧などで共有している。 ・職員全員が、いずれかの研修に参加できるように、参加者の選定を行っている。また、職員の提案を反映した「園内研修計画」に基づく自主研修を行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a)	<p>92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「実習生受け入れマニュアル」で、基本姿勢を明確にしている。 ・主任が指導者研修を受け、職員に伝えたり、実際の指導にあたりたりしている。 ・コロナウィルスの影響があるが学校側と協議し、配慮した内容で計画推進している。
3	運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	<p>97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市のホームページの園紹介で、園の目標を公開している。また、「広報ながの」には、公立園全体の予算の概要が記載されている。 ・園では年2回程度の保護者アンケートを実施し、結果を公表している。 ・苦情解決の仕組みを玄関に掲示し、保護者に入園説明会等で伝えている。 ・理念、基本方針、ビジョン等は「保育園のしおり」や「長野市子ども・子育て支援事業計画」に記載している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	3	(1)	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b)	<p>102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「事務手引き」「職務分担表」で、事務・経理・取引などに関するルール・責任と権限を明確にしている。 ・2年に1回、長野市の内部監査を受け、指摘事項があれば改善している。 ・中核市である長野市は包括外部監査が行われており、令和元年度において「子育て及び高齢者福祉等関連事業に関する事務の執行について」として令和2年2月に公表されている。
4	地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<p>108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「青木島保育園 事業計画書」で、基本的な方針を示している ・例年は公民館の行事などに参加しているが、コロナウイルスの感染対策のため、活動に制限がかかっている。 ・園内に子育て支援事業などのパンフレットを掲示し、個々の子どもや地域のニーズに応じた、社会資源の紹介を行っている。 ・毎年、他の園から異動してくる職員もいるため、地域の社会資源情報の理解を高める取り組みが期待された。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4	(1)	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a)	<p>113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>117 学校教育への協力を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア実施要領（マニュアル）」を作成し、受け入れに関する基本的な方針と具体的な対応方法を明確にしている。 ・「長野市子ども・子育て支援事業計画」で中高生ボランティア受け入れを推進しており、職場体験等を受け入れているが、今年度はコロナウイルス感染症対策のため、行っていない。
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<p>118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>122 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p> <p>123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「関連機関一覧表」を事務室内に掲示し、職員間の共有を図っている。 ・「地域発達支援会議」「園長会」「主任会」「園医とのカンファレンス」「保小連絡会議」等を通じた、情報交換と問題解決に向けての取り組みを推進している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	<p>124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<p>・今年度はコロナウイルス感染対策のため、活動に制限はあるが、おひさま広場として、毎週木曜日に園開放を行い「入園に向けて園の雰囲気を知りたい」「友達の輪を広げたい」「大勢のお友達と遊ばせる機会がほしい」などの地域住民の多様なニーズに応えるよう努めている。</p>
			地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<p>129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>・入園・卒園式、運動会などの行事に議員、学校長、民生児童委員などの地域の関係者が来園された折りに、保育園の状況報告をし、来賓者から地域の福祉ニーズに関する状況を聞く機会を設けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	<p>135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p> <p>141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</p>	<p>・理念や基本方針で方向性を示し、「教育・保育の手引き」「全国保育士会倫理綱領」「第三者評価内部委員会作成各種マニュアル」等にもとづく研修を行っている。</p> <p>・「保育マニュアル(未満・幼児)」「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」等で、標準的な保育の実施を明確にしている。また「言葉のマニュアル」を用いて、言葉遣いの標準化も行っている。</p>
			子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。		<p>143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p>	<p>・「教育・保育の手引き」「児童虐待に関するマニュアル」「人権に関するマニュアル」に基づく研修を実施し、職員の理解を深めている。</p> <p>・排泄・着替え・体重測定・プール活動(周りにヨシズを置く)・シャワー時等の生活場面において、プライバシーが保護されるように努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(1)		a)	<p>146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	<p>150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>153 見学等の希望に対応している。</p> <p>154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	<p>・「利用のご案内」「保育園・認定こども園のしおり」は園以外にも、市役所や支所で入手可能となっている。</p> <p>・園独自の情報は、「保育園・認定こども園のしおり」及び、市のホームページの「園紹介」で提供している。内容は毎年見直ししている。</p>
		保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		a)	<p>155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	<p>・「利用のご案内」「運営規定（重要事項説明書）」「保育園・認定こども園のしおり」「入園説明会資料」を用いて、保育の開始時や変更時に説明し、同意を得ている。</p> <p>・持ち物等は、実物を入園説明会や途中入所時に提示して、理解を深める工夫をしている。</p> <p>・指導員や保健師と連携して、専門的な見地から必要な配慮をして、説明している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(2)	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a)	<p>160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の転園が発生した場合は、必要に応じて引継ぎ文書（保育要録の写し）を、先方の園に提供している。 ・途中退園の時は今後も個別に相談を受け付けることを伝え、卒園時も保護者相談や園だよりで今後も相談を受け付けることを伝えている
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a)	<p>163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<p>子どもの言葉、つぶやきや表情等から満足の状態を把握している。また、個別懇談、朝夕の送迎時、保育参加等を通じて利用者とその保護者の満足度を把握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートを実施し、結果を職員会等で職員に周知し、分析、改善を行っている。また、対応可能な改善策については「保護者アンケート集計結果」として、保護者にもフィードバックしている。
		(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		<p>169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「苦情解決の仕組み」を園内に掲示し、日常的に周知を図っている。また、入園説明会の時に「入園説明会資料」として保護者に配布している。 ・受け付けた苦情等は「相談・意見・苦情受付記録」に記録し、対応している。 ・保育の現場に反映が必要な事項は、職員会で検討を行い改善を図っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(4)		a)	<p>172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	
			保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a)	<p>176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱を玄関に設置していることを、園だよりで知らせている。 ・保護者から相談があった時には、事務室を仕切り落ち着いた雰囲気の中で相談できるよう配慮している。 ・保護者からはドライブスルー方式で車が混んでいると先生とお話しがあまりできないという意見があった。
			保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a)	<p>179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「意見（要望）への対応マニュアル」として、組織的な対応手順を明確にしている。 ・4月の園だよりで「気になることがありましたら、いつでも誰にでもご相談ください」と伝えている。また、保育士は接遇や保護者対応の研修を受け、相談をしやすい対応を心掛けている。 ・意見や要望、相談内容は職員間で周知し、改善できるところから行い、同じ対応ができるようにしている。アンケート結果は保護者に配布している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a)	<p>185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「危機管理マニュアル（各種事故・災害対応フロー）」「事故・怪我対応マニュアル」年齢別ヒヤリハットのまとめ」に基づく職員研修を実施し、事故発生時の対応と安全確保について周知している。 ・園長が責任者となり、職員会等でヒヤリハットの事例を検討している。 ・毎日の遊具の安全点検、毎月の園の安全点検で、リスクの低減に努めている。
			感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	<p>191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>194 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>197 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師が中心となり、公立保育園保健マニュアル（保健師・看護師作成）」「保育園感染症対応マニュアル」の職員研修を実施し、予防や対応をしている。保護者にも毎日感染症情報を掲示し、対応等について知らせている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(5)	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a)	<p>198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「危機管理マニュアル」及び各種「災害対応フロー」で災害発生時の対応を明確にしている。 ・顕在化しているリスクとしては、洪水時警戒区域の指定があり、避難場所としての青木島小学校との連携を図っている。 ・「園児の緊急連絡カード」「災害時引渡し確認表」を準備している。また、「職員緊急連絡網」を利用した安否確認が可能である。
2	福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	<p>203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な実施方法が「保育マニュアル（未満児）（幼児）」として文書化されており、読み合わせ等を行い保育に生かしている。 ・指導計画は保育主任と園長が確認し、実施状況は「週日案」「月案」への記載内容の読み取りや、日常的な保育への入り込み等により確認している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(1)	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<p>208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</p> <p>210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	<p>・園長会で検討し、補佐会に提案し、見直しをしている。指導計画についても職員の意見を取り入れて変更するよう提案している。</p>
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	<p>212 指導計画策定の責任者を設置している。</p> <p>213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</p> <p>216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p>217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	<p>・責任者は園長となっている。入園時には「家庭の調べ」、懇談会、アンケートなどで、子どもや保護者の状況を把握し、指導計画を策定している。</p> <p>・保護者のニーズを「保育の個別計画」に記載している。また、子どものニーズは保育士が読み取り未満児月案、幼児個人の指導計画、障がいの個別指導計画に反映している。支援困難なケースは、必要に応じて「こども相談室」等の専門機関と連携しながら対応している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2)	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	<p>220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p> <p>224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</p>	<p>・指導計画は、日・週・月・期・年毎のPDCAサイクルを意識して作成し、課題への対応を確実にしている。</p> <p>・指導計画の見直しは職員会、幼児・未満児の話し合いで行っている。また、個別懇談会で保護者の意向を確認して見直している。</p> <p>・感染症の流行時や、停電時等、緊急の場合は、園長と主任で相談し、全職員に周知する仕組みとなっている。</p>
		(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<p>225 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p>	<p>・「家庭の調べ」「身体発育及び健康診断の記録」「おたより帳」「個別指導計画」等で、子どもの発達や生活状況を把握している。また、保育の実施状況は、「月案」「週日案」等を園長・主任が中心となり確認している。</p> <p>・週1回の職員会、週1回程度の「幼児の話し合い」「未満児の話し合い」の機会を通じて、情報の共有を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(3)	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<p>230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>232 記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>	<p>・記録管理の責任者は園長であり、長野市が定めた「個人情報保護マニュアル」に基づき、記録類は施錠された場所に保管している。</p> <p>・職員会での「教育・保育の手引き」の読み合わせや、「個人情報保護マニュアル」についての園内研修を実施している。また、同様の内容は長野市職員研修でも行っている。</p>